

広島県告示第百六十八号

広島県がんと対策推進条例（平成二十七年広島県条例第二号。以下「条例」という。）別表の規定により、知事が定める施設を次のように定め、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 条例別表一の項の知事が定める施設は、公衆便所（条例別表一の項から三の項までに掲げる施設に付随するものを除く。）とする。
- 二 条例別表二の項の知事が定める施設は、植物園、動物園、水族館及び火葬場とする。
- 三 条例別表三の項の知事が定める施設は、公衆浴場とする。